

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月31日

【発行者の名称】

シンカナース株式会社 (SINKANURSE, Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中 友美

【本店の所在の場所】

東京都中央区銀座四丁目5番1号

【電話番号】

03-5159-1212

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 ヴィライヴァン ヴィラサイ

【担当 J-Adviser の名称】

宝印刷株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白 井 恒 太

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

シンカナース株式会社

<https://sinkanurse.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっております。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	698,945	675,588	929,168
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△21,385	△45,419	69,830
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△20,444	△45,624	65,244
資本金 (千円)	13,000	13,000	13,000
発行済株式総数 (株)	1,120,000	1,120,000	1,120,000
純資産額 (千円)	297,202	251,578	316,822
総資産額 (千円)	381,889	354,851	462,918
1株当たり純資産額 (円)	265.36	224.62	282.88
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(1株当たり配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△18.25	△40.73	58.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.8	70.9	68.4
自己資本利益率 (%)	△6.7	△16.6	23.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△83,062	△22,469	83,911
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,087	—	△1,685
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	301,734	279,264	361,490
従業員数 (名)	172	193	239
[外、平均臨時雇用者数]	[4]	[—]	[5]

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は期末の人員を〔 〕外数で記載しております。

7. 第19期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第20期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人Bloomによる監査を受けておりますが、第18期の財務諸表については、当該監査を受けていません。

2 【沿革】

当社の創業者の一人であり代表取締役社長の中 友美は、看護師として働く中で医療の人材不足を感じ、この問題を解決するために起業を決意して、2005年4月、明治大学大学院のビジネススクールへ入学いたしました。代表取締役会長である松谷 容範も同時期、明治大学大学院のビジネススクールへ入学いたしました。中の情熱と社会的問題を解決したいという意欲に、松谷も共にこの問題を解決したいと考え、2006年1月、東京都中央区茅場町にA-LINE株式会社（現 当社）を創業いたしました。

当社設立後の主な事業の変遷は以下のとおりです。

年月	概要
2006年1月	医療の人材不足を解決するため、看護職の人材サービス業を目的としてA-LINE(株)（現 当社）を設立
2006年2月	有料職業紹介事業許可を取得し、人材紹介を開始
2006年6月	一般労働者派遣事業許可を取得し、人材派遣を開始
2011年4月	日本大学医学部附属板橋病院へ看護助手の業務請負を開始
2012年1月	会社所在地を東京都中央区銀座へ移転
2014年4月	日本大学医学部附属板橋病院へ看護助手派遣を開始
2014年12月	外国人看護補助者の派遣を開始
2016年10月	看護助手の仕事の周知と営業活動の活性化のため自社メディア「シンカナース（現 シンカナ）」を立ち上げ、病院向けのマーケティング活動を開始
2018年7月	シンカナース(株)へ商号変更
2021年9月	聖マリアンナ医科大学病院へ看護助手派遣を開始
2026年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社は、「医療の人材不足を解決する」というMissionを掲げ、2006年2月に有料職業紹介事業許可、同年6月に一般労働者派遣事業許可を取得し、医療機関に対し外国人人材も対象とした看護助手に特化した派遣事業を行っております。医療現場では人材不足が社会課題となっており、特に医療現場の業務負担軽減につながる看護助手の確保が必要であります。当社が行うサービスを通じて看護助手不足の解決を図り「助かる可能性のある生命を助けたい」という思いを実現するべく、社会に貢献してまいります。

なお、当社は看護助手派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 事業の背景

看護助手は、病院において看護師のサポートを行っております。たとえば、ベッドメイキングや病室・診察室の清掃、検査室・リハビリ室への患者の移送・付添い、おむつ・シーツ交換、医療器具・検体の運搬等であります。看護助手は、注射や採血等の医療行為はせず、特定の資格は必要ありません。看護師よりも人件費を安く抑えることができるため、看護助手を育成し看護に関わる人員を増加させることで、医療の人材不足を解決できると同時に、医療費を抑制することが可能であります。また、看護助手に看護師業務を部分的にタスクシフトすることで、病院全体の看護に必要な業務を補うことが可能となります。

十分な医療提供体制を確立するためにも看護助手を確保したいという医療機関の要望は増加している一方で、看護助手の確保が十分にできず、解決策も見出せていない医療機関は多くあります。当社では、このような背景から、日本において労働人口が増加している外国人人材に医療に参画してもらうことが解決の一助になるという結論に至り、外国人人材も対象とした看護助手派遣事業を行っております。2014年12月より外国人看護助手の派遣を開始し、その後、外国人派遣看護助手の採用体制の構築、在留資格管理の強化、教育体制の向上を図りながら、2025年12月末現在では外国人看護助手の派遣人員数は193人（派遣人員数全体の81%、2024年12月末比51%増）となりました。

(2) 事業の特徴

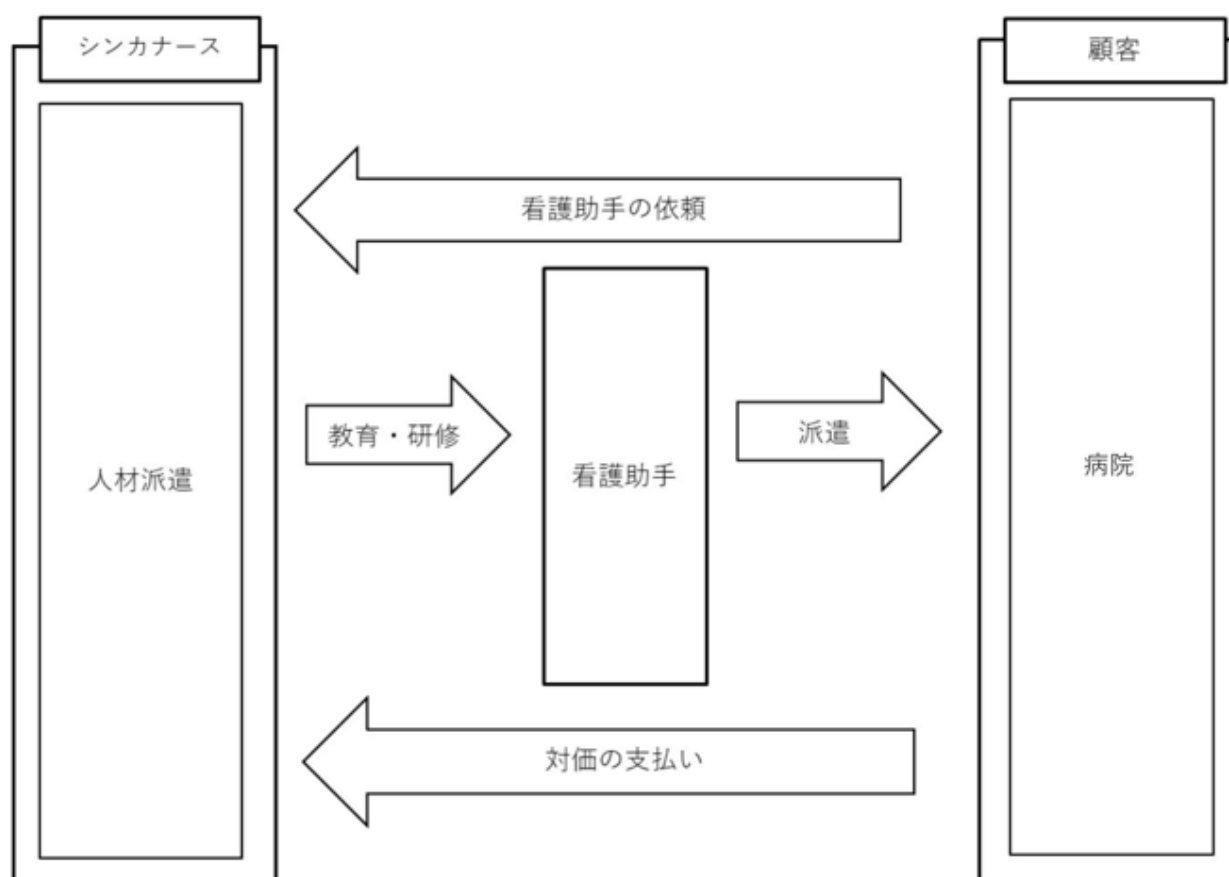
当社の看護助手派遣事業は、医療機関が抱える看護の人材不足を解決するために、医療機関へのコンサルティングを行うことと、看護師との協働が可能となる教育を受けた人材を派遣することが特徴であります。

まず、派遣開始前に、医療機関に対し外国人看護助手との協働や看護助手の定着に関するコンサルティングを行います。外国人と協働することへの理解度を高めていただきつつ、看護助手の定着に向けた取り組みを医療機関側へご理解いただくことで外国人看護助手派遣へスムーズに移行することが可能となっております。

また、当社では看護助手専用のラーニングセンターを開設しており、外国人人材を対象とした独自のテキストブックに基づいた教育を実施しております。日本の医療機関で勤務する際のマナーや看護師との協業において必要な内容を重点的に指導しております。

看護助手派遣事業を事業系統図にて示すと下図のとおりとなります。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
239 (5)	39	3.2	2,708

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期末雇用人員であります。

3. 従業員数が最近1年間において46名増加しております。これは、主に日本各地へ派遣する範囲を拡大したため派遣社員を新規採用したこと等によるものです。

4. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

5. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【事業等の概要】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社を取り巻く世界情勢は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に加え、中東地域における地政学的リスクの継続などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。金融環境の面では、欧米諸国において金融政策の転換が進む一方、日本では金融正常化の動きが定着し、金利動向や外国為替相場の変動が企業活動および消費動向に影響を及ぼしました。実体経済においては、海外経済の回復の遅れが懸念される一方、国内ではインバウンド需要の回復が継続したものの、物価上昇の影響等により、消費動向の先行きについては引き続き慎重な見方が求められる状況となりました。

当社が属する医療業界におきましては、医師の働き方改革の本格施行を背景として、医師から看護師へのタスクシフトが当事業年度においても継続して進展いたしました。これに伴い、看護師が看護の専門性を十分に発揮できる体制構築の重要性が高まり、看護チームにおける役割分担の見直しや、看護助手の活用に対するニーズは引き続き高い水準で推移いたしました。

このような環境の中、当社では、引き続き派遣社員の積極的な採用を進めるとともに、顧客である医療機関に対してアウェアネスの向上に全社を挙げて取り組んでまいりました。当事業年度においては、新規顧客の開拓を日本全国に拡大し、また、看護助手の需要に対応する形で派遣料金の見直しに努めた結果、多くの医療機関において派遣看護助手の導入が検討されるようになり、営業改革による看護助手に対する意識の向上にも徐々に成果が現れ始め、顧客数は前期末41件から当事業年度57件に増加し、派遣人員数も225名（内、外国人派遣人員数183名）と増加しました。

この結果、売上高929,168千円（前期比37.53%増）、営業利益68,791千円（前期は営業損失45,964千円）、経常利益69,830千円（前期は経常損失45,419千円）、当期純利益65,244千円（前期は当期純損失45,624千円）となりました。

なお、当社は看護助手派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、361,490千円となり、前事業年度末に比べ82,226千円増加いたしました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、83,911千円の資金の増加（前事業年度は22,469千円の資金の減少）となりました。これは主に、税引前当期純利益69,830千円の計上、未払消費税等の増加26,127千円、売上債権の増加23,818千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出により、1,685千円の資金が減少となりました。（前事業年度資金は増減なし）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、資金の増減がありませんでした。（前事業年度資金は増減なし）。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため当該記載はしていません。

(2) 受注状況

当社で行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため当該記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
看護助手派遣事業	929,168	37.5
合計	929,168	37.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
日本大学医学部附属 板橋病院	168,933	25.0	151,456	16.3
聖マリアンナ医科大学 病院	85,915	12.7	—	—
同愛記念病院	84,209	12.5	—	—
大森赤十字病院	35,256	5.2	—	—

3 【対処すべき課題】

(1) 得意先への依存

当社は、2025年12月期で売上の16.3%を日本大学医学部附属板橋病院に依存しており、良好な取引関係を継続していますが、病院の運営方針変更、病床の増減等により、業績に悪影響を及ぼす可能性があることを認識しております。安定的成長を実現するために、契約する医療機関の数を増やし、看護助手派遣の拡大に注力することで、特定の得意先への依存から脱却を図っております。

(2) 収益基盤の強化

看護助手派遣に特化することで収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、更なる収益基盤の強化が課題であると認識しております。この課題に対応するためには、営業の育成、独自教育の普及が重要であると考えております。これらを通じて収益基盤の強化に努めてまいります。

(3) 組織力、内部管理体制の強化

a 内部管理体制の強化

当社が継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

b 優秀な人材の確保及び育成

当社では、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

高度な知識と経験を有し、専門的教育を受けた者が、日本の医療現場でやりがいをもって働き続けることで、日本の在留資格に見合った業務を継続することができるとともに、在留資格取得もしくは在留資格更新に当社が利用されることの無いよう、人材採用の精度を高めることで収益基盤の強化に努めてまいります。

c 情報管理体制の強化

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、情報の適時開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項の記載における将来に関する事項は、当事業年度末時点において当社が判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 法的規制に関するリスク

① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)」について

当社の主要事業である看護助手に特化した派遣事業は、労働者派遣法に基づいて事業を営んでおり、労働者派遣法及び関係諸法令による法的規制を受けております。当社では、顧問弁護士等と連携し関係諸法令の遵守状況の把握・監視等に努めております。しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反する事由が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、労働者派遣法及び関係諸法令については、今後も雇用情勢等に応じて改正される可能性があり、改正の内容によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」について

外国人スタッフの雇用にあたっては、入管法に基づき、在留資格の取得等を行う必要があります。当社では、法令に則した社内規程の整備や定期的なコンプライアンス教育の実施・遵守に努めております。一方、日本政府及び諸外国の政府の方針の変化や、日本の外交等に大きな変化が生じ、外国人社員の在留資格の認定・更新が認められなくなった場合等には、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。また、在留資格を失った者が就労した場合や法令変更に対応できなかった場合等、法令に抵触した場合には行政処分を受けるリスクがあります。

③ 同一労働同一賃金の導入について

「働き方改革実行計画」(内閣官房 働き方改革実現会議2017年3月28日決定)に基づくパートタイム・有期雇用労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正に伴い、同一労働同一賃金が導入されております。同一労働同一賃金は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解決を目指すものであるため、当社においては、支払給与等の売上原価増となる可能性があります。当社としては増額する費用に見合った収益の増額を取引先に求めてまいります。その増額が計画どおりに進行しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 特定取引先への依存について

2025年12月期の売上高の16.3%が日本大学医学部附属板橋病院となっております。当事業年度末時点で、同院との関係は良好であり、今後も良好な関係を維持できるよう努めると同時に、特定の取引先への依存度を低減させるために、新規顧客の開拓等を行っております。同院とは、当社が提供するサービスに関して長期契約は締結しておらず、配置スタッフ数の大幅な削減や取引価格の見直し等が行われた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定事業への集中について

当社は看護助手派遣事業の単一セグメントであり、現時点では代替となる収益基盤を構築するに至っておりません。人材派遣業界は、景気変動や雇用情勢の影響を受けやすいものの、当社が顧客としている医療業界は景気変動等の影響を受けづらく、今後高齢者割合は更に高まっていくことから、医療への需要が低下することは考えにくいですが、今後の事業を取り巻く環境の変化等により、売上が急激に減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。同リスクへの対策として、上場後は、当社の既存事業とシナジー効果をもたらす新たなビジネスを創出・推進することで、事業を取り巻く環境が変化した場合であっても、会社全体で安定した収益を上げることができるよう、努めてまいります。

③ 費用について

当社の看護助手派遣においては、顧客との個別交渉により決定した派遣料金を請求して売上高を計上しており、売上原価として、市場環境やスキルに応じて配置スタッフに支払う給与及び法定福利費等を計上しております。当社は適正粗利率の維持に努めており、派遣給与支払水準の上昇や社会保険料負担増の際には請求料金についても値上げすべく、顧客との料金交渉に随時取り組んでおります。当社の提供しているサービスは、診療報酬制度と医療機関内での業務に対する深い理解が必要である等、他業種からの参入は極めて困難ではありますが、当社と同じビジネスモデルの競合企業が出現した場合、価格競争が起こって収益性が低下し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制等に関するリスク

① 特定経営者への依存について

当社の代表取締役会長である松谷 容範と代表取締役社長である中 友美は、創業以来代表取締役を務めております。両氏は、当社の経営方針や事業戦略構築等の意思決定において重要な役割を果たしております。また、両氏は、当事業年度末時点において、当社発行済株式総数の44.6%ずつを有する筆頭株主でもあります。当社は、両氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏の経営方針に重大な齟齬をきたした場合や、不測の事態が生じた場合、又はいずれかが退任するような事態が生じた場合には、当社の今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保と育成について

当社は、チーム単位で看護助手の配置を行っておりますが、実際に配置が決まった際には、先行して看護助手として豊富な経験を有し配置先の看護師と十分なコミュニケーションをとることができ、配置メンバーを取りまとめられる能力を持ったリーダースタッフの配置を行っております。このリーダースタッフが医療機関の構造や業務を覚え、次に配置されるメンバースタッフに説明し、病棟の看護師とメンバースタッフとの実務的な調整を図っており、持続的な事業の成長を実現させるために継続した人材の確保が必要であると同時に、リーダースタッフとなる人材の育成が必須となります。そのため教育研修体制を整備することで、人材の育成を図ると同時に、非正規社員から正社員への転換や女性管理職の積極登用等、多様な取り組みを推進しております。しかしながら、採用環境の変化等により人材の確保・育成が計画どおりに行えない場合又は優秀な人材が流失した場合には、長期的視点から、当社の事業展開、経営成績及び成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報の取扱いについて

当社は、取引先医療機関等の顧客情報を保有しており、当社のスタッフは、入院患者の個人情報に接する場合があります。これらの情報が第三者に漏洩しないように、個人情報管理規程や、教育・研修等を通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、社内管理体制を整備しております。しかしながら、万が一これらの情報が第三者に漏洩した場合には、取引先や患者からの損害賠償等の法的責任を追及され、また、社会的な信用が著しく低下する恐れがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 大株主について

当社の共同創業者である松谷 容範と中 友美は当社の代表取締役であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、当事業年度末時点において、両氏は当社発行済株式総数の44.6%ずつ保有しているため、将来的に両氏により当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業環境に関わるリスク

① 少子高齢化について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律改正等、様々な分野での動きに影響を受けやすい業界であります。当社が事業基盤としている医療業界においては慢性的な人材不足が続いており、高齢化社会の進展に伴い今後も人材の需要は増加するものと見込んでおります。今後、医療保険制度の改正等により医療業界の労働環境や給与水準が改善され、人材不足が解決された場合には、当社に対する人材配置依頼、人材配置の需要が減少し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は外国人スタッフを多く雇用しており、現在のところ配置するスタッフの確保は問題なく行っておりますが、日本だけでなく先進諸外国も少子高齢化が進んでおり、将来外国人も含めた就労人口の減少により配置スタッフの確保が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

看護助手派遣事業は、単に看護助手の必要な人数を配置すれば完済するというものではなく、診療報酬制度と医療機関内での業務に対する深い理解が必要となり、医療機関の保守的な体質上、一定の実績を持った会社に依頼するという傾向になり、他業種からの参入は極めて困難であるといえます。しかしながら今後、看護助手に特化した派遣事業に他社が参入した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 風評等の影響について

当社は、配置スタッフを含め従業員には、当社の経営理念を浸透させ、患者の信頼を得られる質の高いサービスを提供するよう日頃から指導・教育をしており、本書公表日において確認しているネガティブな風評等はありません。しかしながら、何らかの理由により当社に対するネガティブな情報や風評が流れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟の可能性について

当社は、本書公表日において損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。今後も、細心の注意を払ってリスク管理体制の整備・改善を継続的に図ってまいります。ただし、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、訴訟の内容及び金額、訴訟が提起されることによる社会的な評価の低下、事業の継続が困難となる等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 大規模な自然災害・感染症について

当社は、有事に備え緊急事態等対応規程を制定し、危機管理体制の整備に努め対策を講じております。しかしながら、台風、地震、津波等の自然災害及び新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行し、配置先の一部病棟の閉鎖や現場施設等の運営ができなくなった場合、配置スタッフの出勤停止等によって当社又は当社の取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

- (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと当社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当社が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること
が確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。

③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

- 5 【重要な契約等】
該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】
該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末時点において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「6. 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当事業年度末における資産は462,918千円となり、前事業年度末に比べ108,066千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金82,226千円の増加、売掛金23,818千円の増加によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は146,095千円となり、前事業年度末に比べ42,822千円増加いたしました。これは主に、未払消費税等26,127千円、未払費用12,900千円の増加によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は316,822千円となり、前事業年度末に比べ65,244千円増加いたしました。これは、当期純利益65,244千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度の売上高は、日本各地へ派遣する範囲を拡大した結果、929,168千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、同一労働同一賃金によるスタッフの時給を見直したことによる労務費の増加により、607,638千円となりました。この結果、売上総利益は321,530千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、1,038千円となり、営業外費用はありませんでした。この結果、経常利益は69,830千円となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

当事業年度の特別利益、特別損失の実績はありませんでした。この結果、税引前当期純利益は、69,830千円となりました。

(法人税等、当期純利益)

当事業年度の法人税等は、4,585千円となりました。この結果、当期純利益は、65,244千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事務所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	看護助手派遣 事業	本社事務所	—	1,402	—	—	1,402	239 (5)

(注) 1. 当社は看護助手派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数であり、平均人員を概数で記載しております。

3. 本社(東京都中央区)については建物を賃借しており、本社の従業員数は2025年12月31日現在14名です。
また、年間賃借料は15,363千円です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備投資はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,880,000	1,120,000	1,120,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,000,000	2,880,000	1,120,000	1,120,000	—	—

(注) 1. 2025年8月15日の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式1,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	441	同左
新株予約権の行使期間	2025年3月28日～2033年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 441 資本組入額 220.50	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合においては、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。ただし、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月28日 (注)	普通株式 364,000 A種株式 △364,000	普通株式 1,120,000	—	13,000	—	—

(注)A種株式を廃止して全ての株式を普通株式とするものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	11,200	11,200	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

(注) 2025年8月15日の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式の総数に対する 所有株式数の割合(%)
松谷 容範	東京都港区	500,000	44.64
中 友美	東京都港区	500,000	44.64
石田 昌宏	東京都大田区	50,000	4.46
石田 千絵	東京都大田区	49,900	4.45
川田 剛	東京都渋谷区	20,000	1.78
株式会社施設基準総合研究所	東京都板橋区向原3-5-26	100	0.01
計		1,120,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,120,000	11,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,120,000	—	—
総株主の議決権	—	11,200	—

(注) 2025年8月15日の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)(注)	当社取締役 3 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)【新株予約権の状況】に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の権利の行使又は退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要な課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績、財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく予定です。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、2026年2月20日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長	松谷 容範	1968年 6月27日	1994年4月 Lucky Goldstar International Corp. (現LG International Corp.) 入社 1998年5月 ㈱デジタルスケープ(現 ㈱イマジカデ ジタルスケープ) 契約 1999年12月 イーレディー㈱ 入社 ウェブ開発部長 2004年7月 日本ガイダント㈱(現 アボットメディ カルジャパン(同)) 入社 Eマーケティ ングマネージャー 2006年1月 当社 設立 代表取締役就任 2008年1月 イー・キャッシュ㈱(現 パス㈱) 入社 営業副本部長 2008年5月 サノフィ・アベンティス㈱(現 サノフ ィ㈱)入社 Eマーケティングマネージャー 2011年5月 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	(注)5	500,000
代表取締役	社長	中 友美	1972年 2月22日	1990年4月 帝京大学医学部附属病院 入職 1995年4月 東十条病院 入職 1997年4月 ㈱住友銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入 行 2005年4月 ㈱メディカルアソシア(現 ㈱パソナ) 入社 2006年1月 当社 設立 代表取締役社長就任(現 任)	(注)3	(注)5	500,000
取締役	経営管理 部長	ヴィライヴ ァン・ヴィ ラサイ	1992年 7月23日	2014年9月 カルフル 入社 2016年9月 ㈱力の源ホールディングス 一風堂パリ 入社 2023年1月 シェア・レンゲージ・スクール 契約 2023年9月 当社 入社 クオリティマネジメント室 2025年3月 当社 取締役就任 2025年5月 当社 取締役経営管理部長就任(現任)	(注)3	(注)5	-
取締役	-	木村 亮一	1970年 5月5日	1993年4月 長村運輸㈱ 入社 1996年8月 同社 取締役就任(現任) 2008年9月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	-
取締役	-	江渡 春美	1959年 10月22日	1981年4月 昭和大学病院 入職 1985年12月 昭和大学附属豊洲病院へ法人内異動 看 護師長 1998年4月 昭和大学病院へ法人内異動 看護師長 2007年4月 昭和大学統括看護部 看護師長 2016年4月 昭和大学付属烏山病院 看護師長 2020年8月 医療法人社団育生會山口医院 入職 看 護師長 2024年3月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	-
常勤 監査役	-	塩田 隆三	1956年 1月26日	1979年4月 ㈱マルマン 入社 2001年5月 ㈱マルマンコーポレーション(現 マジ ェスティゴルフ㈱) 転籍 経理部長 2003年2月 ㈱マルマンプロダクツ 転籍 経理部長 2003年6月 同社 取締役管理部長就任 2006年6月 同社 常勤監査役就任 2014年6月 同社 代表取締役専務就任 2016年12月 当社 入社 2017年8月 当社 財務経理部長 2019年4月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年 月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	若山 純	1972年 3月1日	1996年4月 厚生省（現 厚生労働省） 入省 1996年7月 渡辺経営労務管理事務所 入社 1998年12月 社会保険労務士資格取得 登録 2000年4月 OFFICE ARK 開業（現任） 2004年10月 日章通信建設(株) 取締役就任 2021年4月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	谷口 久和	1954年 8月20日	1977年4月 ダイヤモンドリース(株)（現 三菱HCキャ ピタル(株)） 入社 1999年9月 同社 香港現地法人代表取締役社長就任 2005年1月 同社 理事京都支店長 2009年6月 同社 理事監査部長 2010年6月 ダイヤモンドアセットファイナンス(株) 出向 2015年4月 同社 常務取締役事業統括部長就任 2017年8月 MULビジネス(株) 出向 常勤監査役就任 (株)創生事業団 入社 首都圏本部長 2020年4月 ゴルフパラダイス(株) 顧問 2022年4月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	—
計							1,000,000

- (注) 1. 取締役 木村 亮一及び江渡 春美は、社外取締役であります。
2. 監査役 若山 純及び谷口 久和は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年8月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年8月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年12月期に支給した役員報酬の総額は、92,160千円です。
6. 取締役パンディ・ラジェンドラは、2026年3月27日付で辞任により退任いたしました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

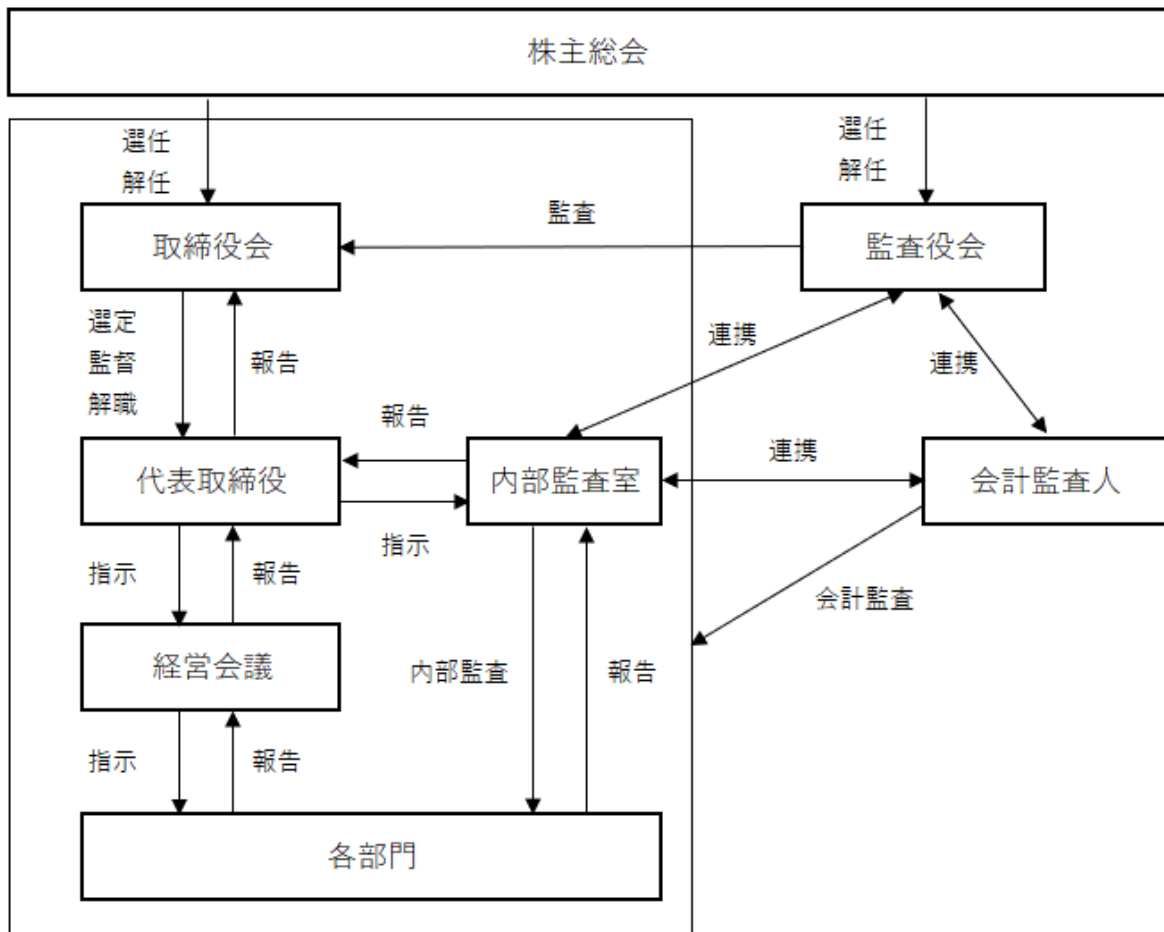
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめ、得意先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。そのために、実効性のある内部統制システム、適切なリスク管理、コンプライアンス体制及びこれらを適切に監査する体制を強化することで経営の健全性を確保してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社における企業統治の体制として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。



当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類等の書面閲覧、代表取締役との半期毎の報告聴取・意見交換、取締役及び使用人からの報告聴取等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査室及び監査法人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の充実に努めております。

監査役会設置会社を選択した理由は、監査役の任期が監査等委員や監査委員よりも長期にわたるため、監査役の方が当社の事業や業界に関する知識を蓄積し、より充実した監査を実施することができる点と考えたためです。

また、監査役は独任制の機関であるため、組織的監査が原則とされる監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して、個々の監査役の判断で機動的な監査を実施することができる点で他の制度と比較して優れていると考えております。

当社では、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。現在の当社の規模では、取締役会の規模が大きくなり過ぎず、効率的な業務運営ができる監査役会

設置会社が適切であると判断しております。

さらに、監査役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して歴史が長く確立された制度であるため運用の面で混乱が少なく、効率的に実効性の高い監査を実施できると考えております。

(a) 取締役会

取締役会は、5名の取締役（うち2名は社外取締役）で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて適宜臨時開催することとしております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査役も出席し、取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施しております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されております。監査役はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、原則毎月1回開催（必要に応じて臨時開催）される監査役会において監査の結果その他重要事項について議論すると共に相互の情報共有を行っております。

(c) 内部監査

当社は、独立した内部監査室に1名を配置し、内部監査を実施しております。監査役及び内部監査室は相互の監査計画の交換並びにその説明や報告、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況及び内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

(d) 会計監査

当社は監査法人Bloomと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。2025年12月期において監査を執行した公認会計士は中塚 亨氏及び大橋 嵩弘氏の2名であり、いずれも継続監査年数は2年であります。なお、同監査法人及び監査法人に従事する業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

(e) 経営会議

経営会議は、代表取締役会長、代表取締役社長、各部長をもって構成し、原則毎月1回の定例開催とし、経営幹部が経営に関する課題、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する事項を共有・協議し、必要に応じて取締役会への上申・報告を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。内部統制システム構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めていく方針であります。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・従業員が法令順守にとどまらず、高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であるとの認識の下、コンプライアンス規定を設け、啓蒙活動を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程を定め、経営会議を主体とし毎月1回事業等のリスクについて報告を行っております。リスクが生じた場合は、経営会議において協議し、必要に応じて取締役会を開催します。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の木村 亮一氏は、経営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営判断及び意思決定の過

程で、その経験と見識に基づく見地からの助言、提言を期待し、選任しております。

社外取締役の江渡 春美氏は、長年の看護師としての現場経験や優れたバランス感覚を有しており、当社の事業発展に生かしていただきたいという思いで選任しております。

社外監査役は、社会保険労務士としての実務を通じて培われた専門的な知識とリスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有する若山 純氏、事業会社の経営者としての知見と長年の経験を有する谷口 久和氏の2名であり、それぞれの専門領域の知見をもとに監査の実効性を確保するために選任しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針についての特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的に経営監視機能が十分に発揮されるよう、これまでの経験や取引関係を考慮した上で、選任しております。

⑦ 役員の報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)注	83,400	83,400	—	—	4
監査役(社外監査役を除く)	3,600	3,600	—	—	1
社外役員	5,160	5,160	—	—	4

(注) 取締役には、2026年3月27日付で辞任した取締役1名に対する支給額を含んでおります。

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬は、役員報酬規程に従い、取締役については、株主総会にて承認を得た上限の範囲内で、報酬委員会の答申内容を踏まえ、取締役会において個別の報酬を決議して決定しております。報酬委員会は代表取締役会長及び社外取締役2名の合計3名で構成されます。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の負う同法第423条第1項の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 役員責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的に会社法第309条第2項に定める株主総会におけるについて、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑭ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。

⑮ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	16,000	—
計	16,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の会社規模、特性、監査日数等を考慮し、取締役会の決議にあたり監査役会の同意を得た上で決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項で認められた会計基準に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人Bloomによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	279,264	361,490
売掛金	58,622	82,440
貯蔵品	149	146
前払費用	1,588	1,637
その他	3,011	4,587
貸倒引当金	—	△1,587
流動資産合計	342,636	448,715
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	—	1,402
有形固定資産合計	—	1,402
投資その他の資産		
敷金及び保証金	12,115	12,109
繰延税金資産	—	590
その他	100	100
投資その他の資産合計	12,215	12,800
固定資産合計	12,215	14,202
資産合計	354,851	462,918

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2,202	2,672
未払費用	63,248	76,148
預り金	23,911	22,316
未払法人税等	200	5,118
未払消費税等	8,261	34,389
流動負債合計	97,823	140,645
固定負債		
資産除去債務	5,450	5,450
固定負債合計	5,450	5,450
負債合計	103,273	146,095
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	13,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	238,578	303,822
利益剰余金合計	238,578	303,822
株主資本合計	251,578	316,822
純資産合計	251,578	316,822
負債純資産合計	354,851	462,918

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高		675,588		929,168
売上原価		454,203		607,638
売上総利益		221,384		321,530
販売費及び一般管理費	※1	267,349	※1	252,739
営業利益又は営業損失(△)		△45,964		68,791
営業外収益				
受取利息		28		378
受取配当金		2		2
助成金収入		195		—
広告収入		74		298
還付加算金		164		—
違約金収入		50		—
その他		29		360
営業外収益合計		545		1,038
経常利益又は経常損失(△)		△45,419		69,830
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△45,419		69,830
法人税、住民税及び事業税		204		5,176
過年度法人税等		0		—
法人税等調整額		—		△590
法人税等合計		204		4,585
当期純利益又は当期純損失(△)		△45,624		65,244

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		454,203	100.0	607,638	100.0
売上原価		454,203	100.0	607,638	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	13,000	284,202	284,202	297,202	297,202
当期変動額					
当期純損失(△)	—	△45,624	△45,624	△45,624	△45,624
当期変動額合計	—	△45,624	△45,624	△45,624	△45,624
当期末残高	13,000	238,578	238,578	251,578	251,578

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	13,000	238,578	238,578	251,578	251,578
当期変動額					
当期純利益	—	65,244	65,244	65,244	65,244
当期変動額合計	—	65,244	65,244	65,244	65,244
当期末残高	13,000	303,822	303,822	316,822	316,822

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△45,419	69,830
減価償却費	—	282
受取利息及び受取配当金	△30	△380
売上債権の増減額(△は増加)	△18,675	△23,818
貸倒引当金の増減額(△は増加)	—	1,587
棚卸資産の増減額(△は増加)	—	3
前払費用の増減額(△は増加)	1,518	△49
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△32	△1,575
未払金の増減額(△は減少)	△627	470
未払費用の増減額(△は減少)	7,383	12,900
預り金の増減額(△は減少)	4,758	△1,594
未払消費税等の増減額(△は減少)	10,710	26,127
その他	0	6
小計	△40,413	83,789
利息及び配当金の受取額	30	380
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	17,913	△258
営業活動によるキャッシュ・フロー	△22,469	83,911
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△1,685
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△22,469	82,226
現金及び現金同等物の期首残高	301,734	279,264
現金及び現金同等物の期末残高	※ 279,264	※ 361,490

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります

工具、器具及び備品4年～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

看護助手派遣事業においては、派遣期間にわたり役務提供することから、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度計上額	当事業年度計上額
繰延税金資産	—	590

(2) 識別した項目に関わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

回収可能性の検討においては、過去（3年）及び当事業年度の経営成績、課税所得及び税務上の繰越欠損金の有無を踏まえ、中期経営計画等を総合的に勘案し、一時差異加減算前課税所得等を合理的に見積ると共に、「繰越税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている要件に基づき分類し、その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰越税金資産の回収可能性を判断しております。

繰越税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、当社が策定した中期経営計画等を基礎として売上高予測をその主要な仮定としております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基盤とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等による影響

「リースに関する会計基準」等に適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	92,520千円	92,160千円
給料手当	80,009 "	56,228 "
支払報酬料	22,361 "	34,923 "
減価償却費	— "	282 "
貸倒引当金		1,587 "

おおよその割合

販売費	11.7%	12.7%
一般管理費	88.3%	87.3%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,120,000	—	—	1,120,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
2023年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	35,000	—	30,000	5,000	—

(注) 2023年ストック・オプションとしての新株予約権の減少理由は、付与対象者の権利の行使又は退職による権利の喪失によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,120,000	—	—	1,120,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
2023年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	5,000	—	4,000	1,000	—

(注) 2023年ストック・オプションとしての新株予約権の減少理由は、退職による権利の喪失によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	279,264千円	361,490千円
現金及び現金同等物	279,264千円	361,490千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によって獲得した資金をもって事業運営を行うことを原則としております。また、余剰資金の運用については、原則として短期的な預金等の安全性の高い金融商品に限定し、投機目的の運用は行わない方針であります。資金調達については、営業活動による現金収入の充当を基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金は、すべて1年以内の決済となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売上代金管理規程、債権管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について与信限度管理を行うと共に、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに月末現在での債権残高確認作業を実施して、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち11.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「未収法人税等」「未払金」「預り金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。貸借対照表計上額、時価及びこれらの差異については次のとおりであります。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差異 (千円)
敷金及び保証金	12,115	12,057	△57
資産計	12,115	12,057	△57

(注)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	279,264	—	—	—
売掛金	58,622	—	—	—
合計	337,886	—	—	—

当事業年度(2025年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差異 (千円)
敷金及び保証金	12,109	11,959	△149
資産計	12,109	11,959	△149

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	361,490	—	—	—
売掛金	82,440	—	—	—
合計	443,930	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	12,057	—	12,057
資産計	—	12,057	—	12,057

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	11,959	—	11,959
資産計	—	11,959	—	11,959

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、前事業年度及び当事業年度において費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2023年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	35,000株
付与日	2023年3月28日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	2025年3月28日～2033年3月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	2023年3月27日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	5,000
付与	—
失効	4,000
権利確定	1,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	1,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	1,000

② 単価情報

決議年月日	2023年3月27日
権利行使価格 (円)	441
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

－千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	14,815千円	－
未払事業所税	367 "	367千円
減価償却超過額	1,207 "	919 "
貸倒引当金繰入超過額	－	371 "
その他	181 "	147 "
繰延税金資産小計	16,572千円	1,806千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△14,815 "	－
将来減算時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,757 "	△1,216
評価性引当額小計 (注) 1	△16,572 "	△1,216
繰延税金資産合計	－千円	590
繰延税金資産純額	－千円	590

(注) 1. 評価性引当額が15,356千円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金が解消したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	－	－	－	－	－	14,815	14,815
評価性引当額	－	－	－	－	－	14,815	14,815
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税	34.59%
(調整)	効果会計適用後の	
繰越欠損金の利用	法人税等の負担率	△28.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	等の差異について	0.00%
住民税均等割	は、税引前当期純	0.29%
評価制引当額の増減	損失を計上したた	△0.85%
その他	め、記載を省略し	1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	ております。	6.57%

(注) 評価性引当額の減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金の解消に伴うものであります。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、防衛特別法人税が創設されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.59%から35.43%となります。

この税率変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2024年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を原則として賃貸借契約期間とし、割引率は契約期間に応じた国債利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,450千円
時の経過による調整額	—
期末残高	5,450千円

当事業年度(2025年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を原則として賃貸借契約期間とし、割引率は契約期間に応じた国債利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,450千円
時の経過による調整額	—
期末残高	5,450千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益の分解した情報は、以下のとおりです。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、看護助手派遣事業であり、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はありません。よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,947	58,622
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	58,622	82,440
契約負債（期首残高）	—	—
契約負債（期末残高）	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	—	—
1年超	—	—
合計	—	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、看護助手派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
日本大学医学部附属板橋病院	168,933
聖マリアンナ医科大学病院	85,915
同愛記念病院	84,209

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
日本大学医学部附属板橋病院	151,456

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	224.62円	282.88円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△40.73円	58.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△45,624	65,244
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△45,624	65,244
期中平均株式数(株)	1,120,000	1,120,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(普通株式5,000株) これらの詳細については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	第1回新株予約権(普通株式1,000株) これらの詳細については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (円)	当期末残高 (円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (円)	当期償却額 (円)	差引当期末 残高 (円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	0	1,685	0	1,685	282	282	1,402
有形固定資産計	0	1,685	0	1,685	282	282	1,402

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千 円)	当期増加額 (千 円)	当期減少額 (目 的使用) (千 円)	当期減少額 (そ の他) (千円)	当期末残高 (千 円)
貸倒引当金	0	1,587	0	0	1,587

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状 回復義務	5,450	—	—	5,450

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	6
預金	
普通預金	361,363
定期預金	120
計	361,484
合計	361,490

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
同愛記念病院	9,531
聖マリアンナ医科大学病院	8,208

東京都済生会中央病院	6,379
J R 東京総合病院	6,345
永寿総合病院	4,181
その他	47,794
合計	82,440

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A+D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
58,622	855,930	832,111	82,440	90.99	30.08

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
書籍	146
合計	146

④ 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	56,049
社会保険料	15,413
その他	4,686
合計	76,148

⑤ 預り金

区分	金額(千円)
日本大学医学部附属板橋病院	15,653
社会保険料	7,469
雇用保険料従業員負担	1,053
住民税預り金	1,502
源泉所得税(顧問)	115
従業員(源泉所得税)	注1 △3,478
合計	22,316

(注) 1. 従業員に係る源泉所得税については、年末調整に伴う還付額の発生により、一部預り金残高がマイナスとなっております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	6月30日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 https://sinkanurse.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

シンカナース株式会社

取締役会 御中

監査法人 Bloom
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中 塚 亨
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 橋 嵩 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンカナース株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンカナース株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。